

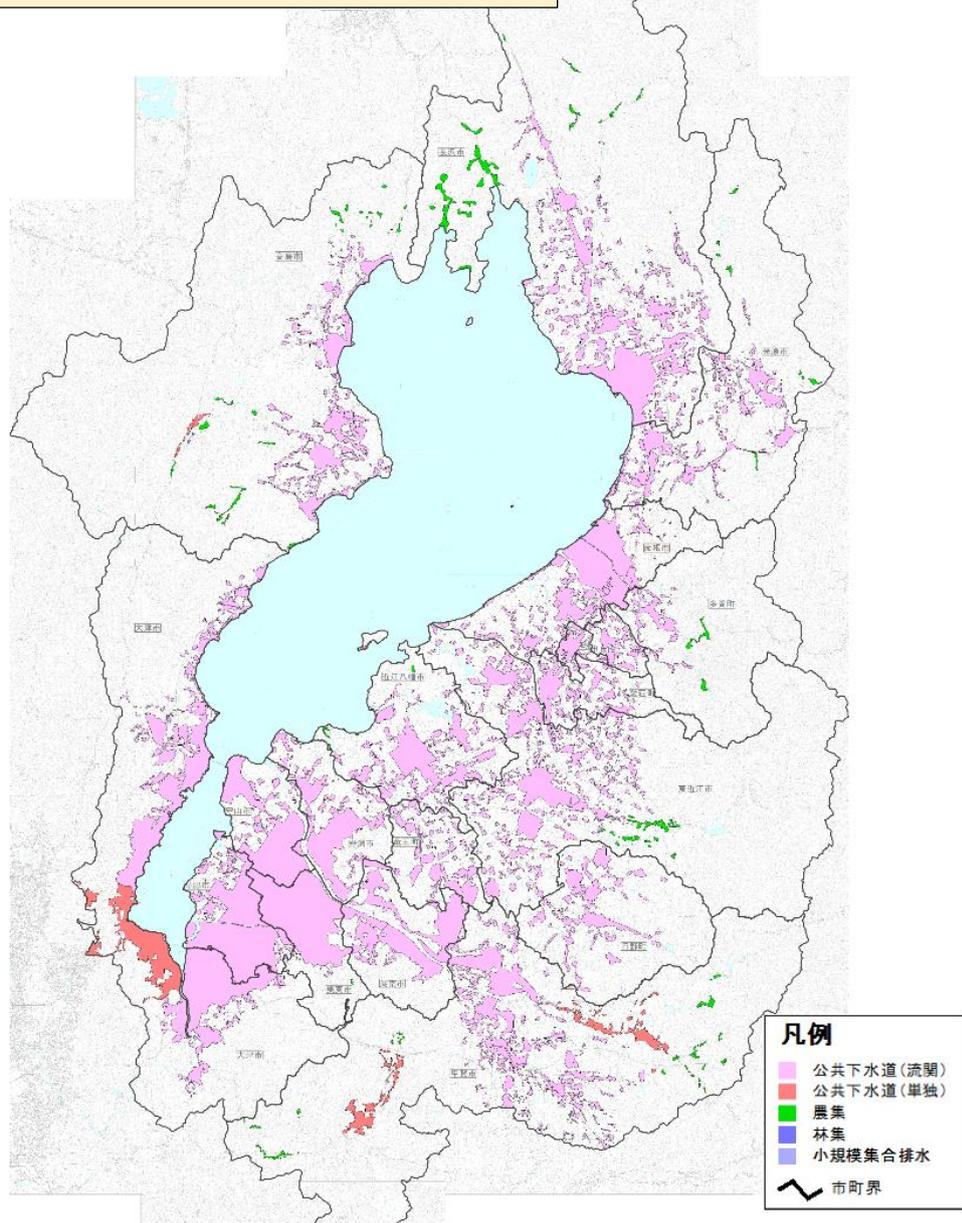
污水处理施設整備構想の骨子案について

I. 污水处理施設整備構想とは（再掲）

污水处理施設整備構想は、下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽等の污水处理施設の効率的な整備と効率的な運営管理のため、これらの施設を所管する3省（国土交通省、農林水産省および環境省）が策定した「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル：平成26年1月（以下、現行マニュアル）」に基づき、今後の污水处理について中期（10年程度）、長期（20～30年）の時間軸の概念を盛り込んだ持続可能な污水处理システム構築を目指し策定するものです。

■滋賀県污水处理構想図(現行)

令和27年度 最終の污水处理整備区域



II. 見直しの基本事項

1. 基準年度、目標年次の設定

- 基準年（現況）：2022年（R4）
- 中間目標年次：国のアクションプラン最終年度である2026年（R8）
- 中間目標年次：策定から10年後の2035年（R17）
- 長期目標年次：整備の完了年度である2045年（R27）

<参考> 滋賀県汚水処理構想2016（現行）の基準年度、目標年次

- ・基準年（現況）：2014年（H26）
- ・中間目標年次：汚水処理施設の整備が概ね完了年度である2020年（R2）
- ・中間目標年次：策定から10年後の2025年（R7）
- ・長期目標年次：整備の完了年度である2045年（R27）

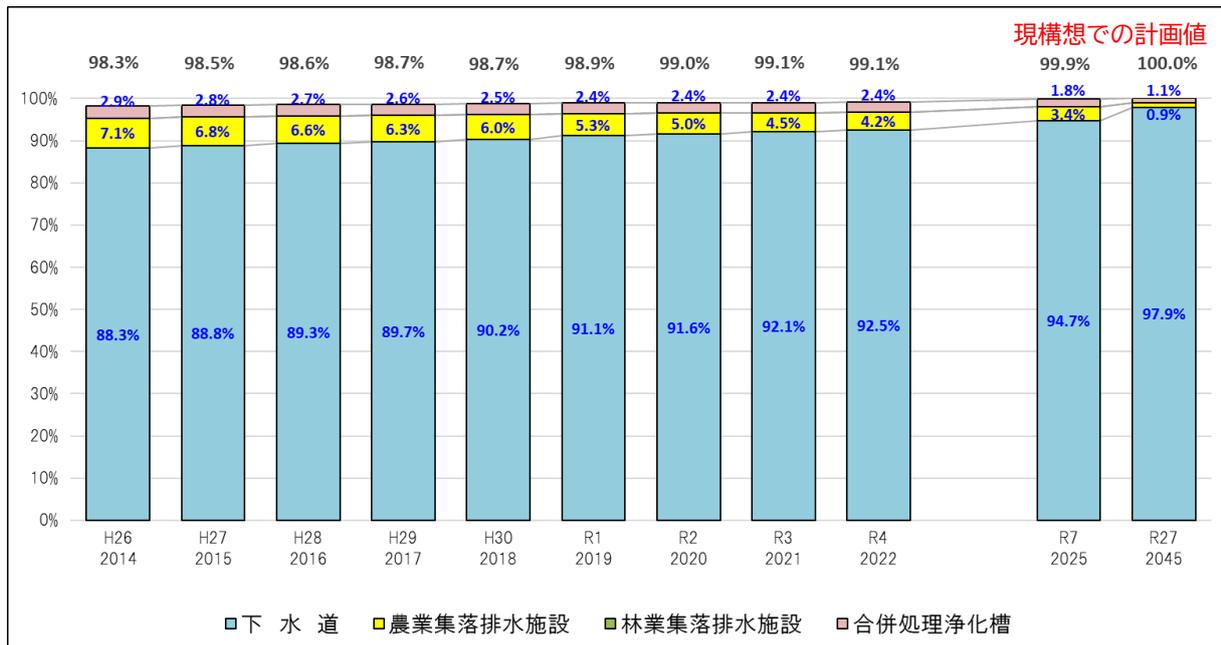


図-1 滋賀県汚水処理人口普及率の推移と汚水処理構想(現行)の計画値

2. 見直しの基本方針(令和6年1月29日 第5回基本計画部会審議事項)

(1) アクションプランの点検、整備率の向上

- ・令和4年度末における下水道普及率^{※1}(人口)は92.5%と高いが、下水道整備率^{※2}(面積)は69.6%となっており、全国的にみても低い値となっています。

※1 下水道普及率=供用開始区域内人口/行政区域内人口

※2 下水道整備率=供用開始区域面積/全体計画区域面積

- ・国の目標値「令和8年度末までの概成(汚水処理人口普及率95%)」は達成しています。
- ・国の未普及対策の推進方針では『下水道区域の徹底した見直し』が挙げられています。
- ・これまで下水道全体計画区域を大きく設定してきた自治体は改めて精査が必要な時期が来ています。

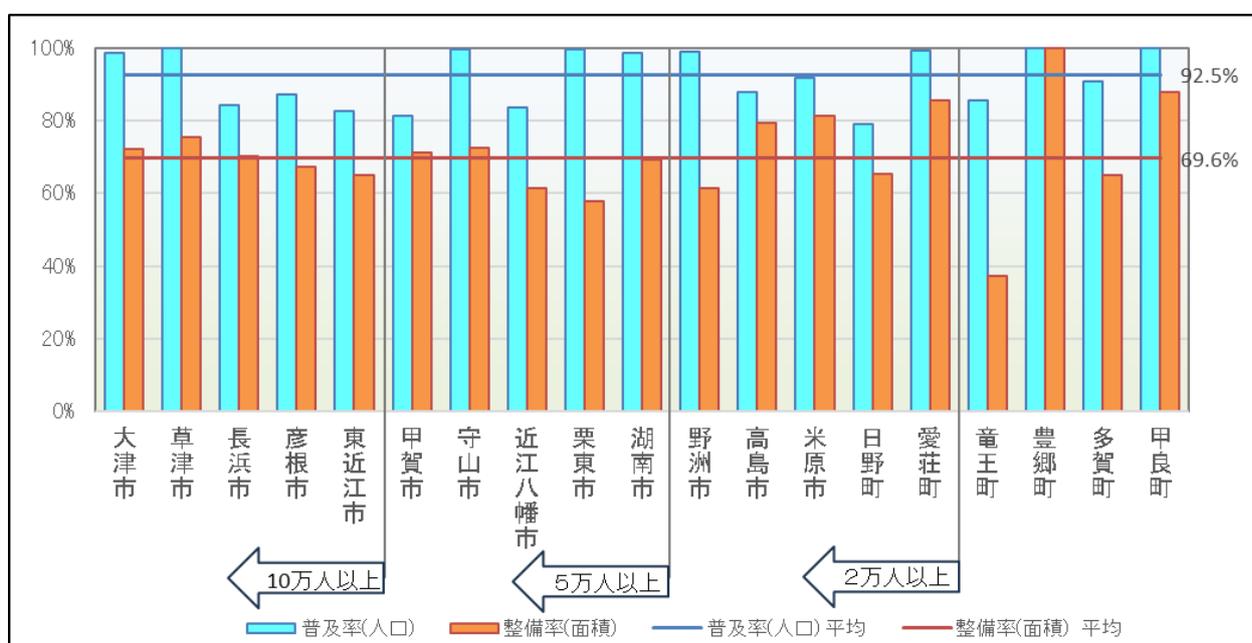


図-2 市町別下水道普及率と整備率(令和4年度末)

(2) 人口フレームの設定

- ・今回の見直しでは、令和5年12月に公表された「国立社会保障・人口問題研究所」(以下「社人研」という。)の推計値を基本とします。
- ・ただし、各市町の人口ビジョンなど設定された将来人口推計値を設定される場合は、市町の意向を尊重します。

(3) 開発計画(工場、大型商業施設等)の対応

- ・下水道全体計画区域のうち、開発区域とされている中に、具体性が乏しく、将来にわたり未整備区域として残る可能性がある区域が見られるため、精査が必要です。

- ・下水道が整備済の区域で、工場排水の接続や駅前マンションの新設等により汚水量が増え、整備済の管きよが能力不足になるといった問題が生じています。
- ・今回の見直しでは、汚水処理施設の効率的な改築・更新計画や運営管理を行っていくため、開発計画に対する適切な計画区域及び計画汚水量を設定します。

(4) 集落排水施設及び単独公共下水道の老朽化への対応と流域下水道への統合

- ・汚水処理施設整備構想（現行）により、下水道全体計画区域内にある集落排水施設は、耐用年数、維持管理費等を総合的に勘案して下水道へ接続することとしています。
- ・今回の見直しでは、下水道全体計画区域内にあり、いまだ未接続の集落排水施設について、将来、下水道へ接続するかの再検討を行います。
- ・施設の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化等により経営環境が厳しさを増している状況を踏まえ、下水道全体計画区域外にある集落排水施設や単独公共下水道の処理場については、維持管理費や運営体制等を総合的に評価し、下水道全体計画区域内への編入を検討します。

(5) し尿処理の在り方およびし尿処理施設の老朽化対策

し尿および浄化槽汚泥の下水道への受け入れは、し尿処理施設の現状、経済性、下水処理施設の能力、処理への影響、周辺環境等を考慮したうえで、可能な場合は受け入れるものとします。

(6) 広域化・共同化計画への反映と実施

上記（４）、（５）の検討の結果、汚水処理施設の統廃合を進めることが汚水処理事業の効率化に繋がると評価され、実現性の高いものについては、滋賀県汚水処理事業広域化・共同化計画（令和４年１２月策定）に反映し、計画的に実施していきます。

III. 骨子案

1. 下水道等の計画区域のあり方に関する関連市町の意向の反映、区域の精査

県内 19 市町の意向は以下のとおりです。

- 区域の追加や削除を行う市町・・・15 市町
- 変更なし、検討中・・・4 市町

区域の追加は実現性の高い企業誘致や宅地開発等を見込んだものであり、削除は将来において開発計画等が見込めない（汚水が発生しない）区域の削除となっています。

2. 人口減少を考慮したフレームの設定

県内 19 市町の意向は以下のとおりです。

- 社人研の推計値 移動考慮型・・・11 市町
- その他・・・8 市町

その他は、市町の人口ビジョン等の政策（転入増や流出抑制、出生率の向上に関する政策）を踏まえて設定しました。

【見直し（案）】

◇令和 4 年度は約 140.8 万人、令和 8 年度は 140.0 万人となることから約 8 千人減、令和 27 年度には 127.6 万人へ約 13.2 万人の減となりました。

◇社人研の予測値よりも令和 27 年度時点で約 9 千人の増加となりました。

◇令和 6 年 7 月に見直された「滋賀県人口ビジョン（県人口の将来の見通しのうち取組の成果が発現した場合）」と比較し、令和 27 年度では全県で 2 千人多くなりましたが、概ね同値と考え、今回は各市町の意向どおりの値を採用します。

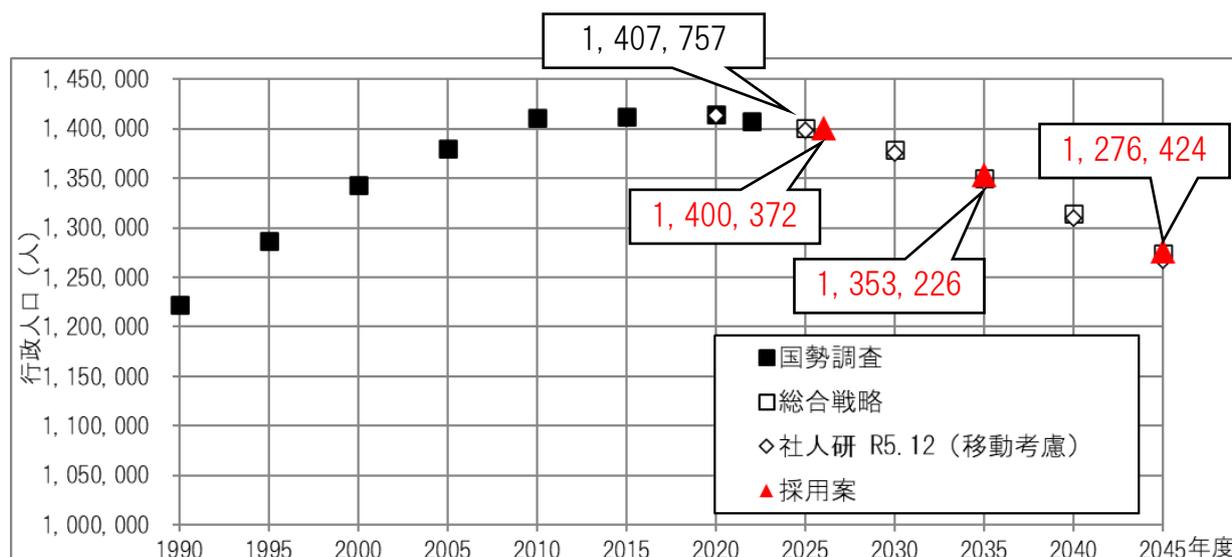


図-3 将来人口の設定結果

※見直し作業中のため、数値は変更となる可能性があります。

3. 開発計画(工場、大型商業施設等)の対応

開発計画等に係る下水道整備区域の拡大・縮小は、住宅開発が 10 市町、工業団地が 10 市町、大型商業施設等が 5 市町で見込まれています。そのうちの約 7 割は具体的な計画がありますが、残りは概ねの位置だけが決まっており、今後、具体的な計画排水量などを確認していく予定です。

既存工場や既存点投入施設(大口事業所)からの計画排水量については、今回の見直しに伴い各市町によるヒアリング等により事業所等へ確認しています。ヒアリングの結果、令和 4 年度時点で実績水量が計画水量の 2 倍以上になっている工場等もあり、今後、下水道全体計画における排水量の見直しも必要となります。

4. 集落排水施設及び単独公共下水道の老朽化への対応と流域下水道への統合

流域下水道へ統合していない集落排水施設について、今後の統合の有無を検討しました。

その結果、1 市は下水道全体計画区域内にある 2 箇所の集落排水施設を、将来にわたり集落排水施設として継続する(下水道全体計画区域から削除する)見直しを行う予定です。一方、1 市は費用比較や将来の人口動向を踏まえ総合的に評価した結果、7 箇所の集落排水施設を流域下水道へ統合する見直しを行う予定です。

また、単独公共下水道の流域下水道への統合についても検討しています。

5. し尿処理の在り方およびし尿処理施設の老朽化対策

今回の見直しでは広域共同施設 3 箇所が流域下水道への接続を検討しています。

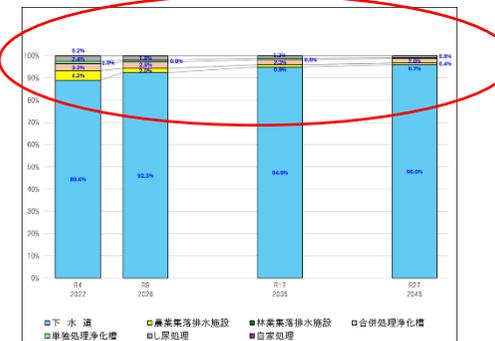
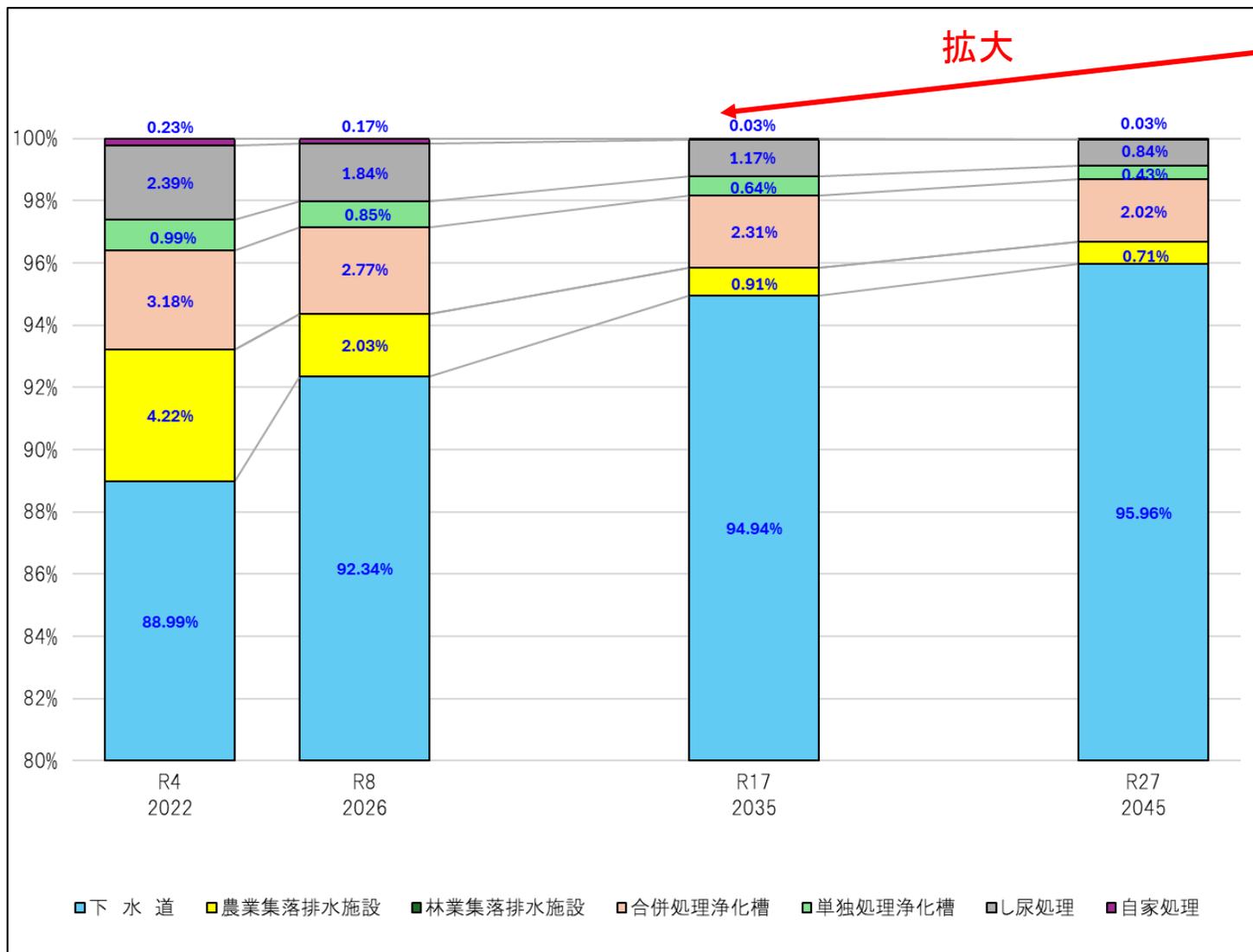


図-4 汚水処理形態別人口

※見直し作業中のため、数値は変更となる可能性があります。